

被扶養者資格再確認業務に係るQ&A（Q1～Q10）

Q1

なぜ、被扶養者資格の再確認を行うのでしょうか。

A1

皆様が医療機関等で受診される際の医療費等は、健康保険の保険料から充てられています。また、高齢者の医療費は公費、本人負担に加え、各医療保険制度からの支援金・納付金で賄われており、健康保険組合もこれらの支援金・納付金を拠出しています。

この支援金等の計算には、各々の制度の加入者（被保険者及び被扶養者）の人数に応じて算出されます。本来抹消されるべき被扶養者をそのままにしておきますと、その人数分の支援金等を余分に支払うこととなり、結果的に保険料負担が増加して保険料率の引き上げにつながるようになります。

Q2

被扶養者の認定基準はどのようになっているのですか。

A2

被扶養者の範囲は、被保険者の父母、祖父母、曾祖父母、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、孫及び兄弟姉妹であって、主として被保険者に生計を維持されている者。被保険者の3親等内の親族で同一世帯に属し、主として被保険者に生計を維持されている者であること。また、その家族に優先扶養義務者が他にいない（いても扶養能力がない。）、経済的に主として扶養している事実があり、被保険者にも継続的にその家族を養う経済的扶養能力があることが要件です。

なお、令和2年4月健康保険法が一部改正され、被扶養者の要件に「原則、日本国内に住所を有すること」が加わっています。又は日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して厚生労働省令により日本国内に生活の基礎があると認められるものという条件が加わっています。特例が認められるのは、①外国において留学をする学生、②外国に赴任する被保険者に同行する家族、③観光、保護又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する家族、④被保険者が海外に赴任する間に当該被保険者と身分関係が生じた家族（被保険者が海外赴任中に結婚した配偶者、生まれた子など）等です。

Q3

被扶養者の収入の範囲について教えてください。

A3

収入の範囲は、住民税の課税または非課税にかかわらず、常態として継続性のある収入すべてが対象となります。勤労収入、事業収入、投資収入、公的年金（遺族及び障害年金、恩

給も含む。)、雇用保険法による失業等給付、傷病手当金、出産手当金、労災保険法による保険給付、利子収入、企業年金、個人年金、不動産収入(土地・建物等の賃貸料収入)等です。

Q 4

「被扶養者確認調書」を紛失してしまいました。再発行はしてもらえるのですか。

A 4

健康保険組合へご連絡ください。再発行のうえ送付いたします。

Q 5

被扶養者の収入要件について教えてください。

A 5

被扶養者の収入要件は、年間収入130万円未満(60歳以上又は障害者は、年間収入180万円未満)で、かつ同居の場合、被保険者の年間収入の2分の1未満であること、別居の場合、被保険者からの仕送り額未満であることです。また年間収入とは、これから将来に向かって見込まれる収入をさします。給与所得等の収入がある場合、月額108,334円未満(60歳以上又は障害者は、15万円未満)、雇用保険等の各種給付金受給者の場合、日額3,612円未満(60歳以上又は障害者は、5,000円未満)であることが要件です。年間収入及び月額、日額が基準額(交通費を含む。)を超えると認定できませんので、ご注意ください。

Q 6

現在、被扶養者に認定されていますが、送付されてきた「被扶養者確認調書」には、記載されていない者がいます。どうすれば良いのでしょうか。

A 6

記載のない方を追記する必要はありません。今回送付しました「被扶養者確認調書」には、令和6年8月1日現在の被扶養者として認定されている方を記載しております。

Q 7

「被扶養者確認調書」に記載されている住所、電話番号等に誤りがあります。どうすれば良いのでしょうか。

A 7

記載内容の誤りの箇所を二重線で抹消し、その上側に正しい内容を赤字で記入してください。また、住所変更届は別途事業所を通じて提出していただく必要があります。

Q 8

子供が就職して、勤務先で健康保険に加入していますが、私の扶養家族から抹消する届出を忘れていました。どうすれば良いでしょうか。

A 8

事業所の担当者へその旨を申し出て、被扶養者として認定されていた子供の被保険者証を添えて、速やかに被扶養者（抹消）届をご提出ください。その際、子供が勤務先で加入した健康保険の被保険者証の写しも併せて添付していただければ、正確な事務処理ができます。

Q 9

別居の際の「仕送り額が確認できるもの」とは具体的にどのようなものでしょうか。

A 9

振込の場合は預金通帳の写しを、送金の場合は現金書留の控えの写しを添付してください。被保険者から別居の被扶養者に仕送りをした日や仕送り額がわかるように写しをとってください。預金通帳の関係のない項目はマスキングしていただければ幸いです。

Q 1 0

被扶養者である妻が医療従事者の資格があり、新型コロナウイルスワクチンの接種業務に携わっており、直近の給与明細では被扶養者の認定基準である額を超過します。被扶養者から除く手続きが必要でしょうか？

A 1 0

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士）は、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例」を適用することができます。特例措置の対象となる収入は令和3年4月から令和6年3月末までのワクチン接種業務に対する給与収入です。適用を受ける場合は「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」を提出してください。